

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院規則の改正に伴う所要の改正措置について、緊急を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の
条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がない
ため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項及び第４項を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行前に改正前の附則第３項に規定する業務に従事した職員に対する防疫手当の支給については、なお従前の例による。